

介護保険制度

●介護保険制度の目的としくみ

介護保険制度の目的は
自立した日常生活の支援です

自立した日常生活とは

住み慣れた地域で生きがいのある暮らしを自己決定できる生活のことであり、笑顔で、その人らしく、生きている実感を持てることです。

自宅で転倒し、救急車で搬送される。手術をしてリハビリを行い、自宅での入浴や生活環境を整えるため、介護申請をした。



ケアマネジャーや専門職から身体状況を確認してもらう。元の生活に戻れるように必要な支援と一緒に考える。



ケアマネジャーや専門職から、自分のなりたい姿に向けて何が必要か、くり返し一緒に考えていく。

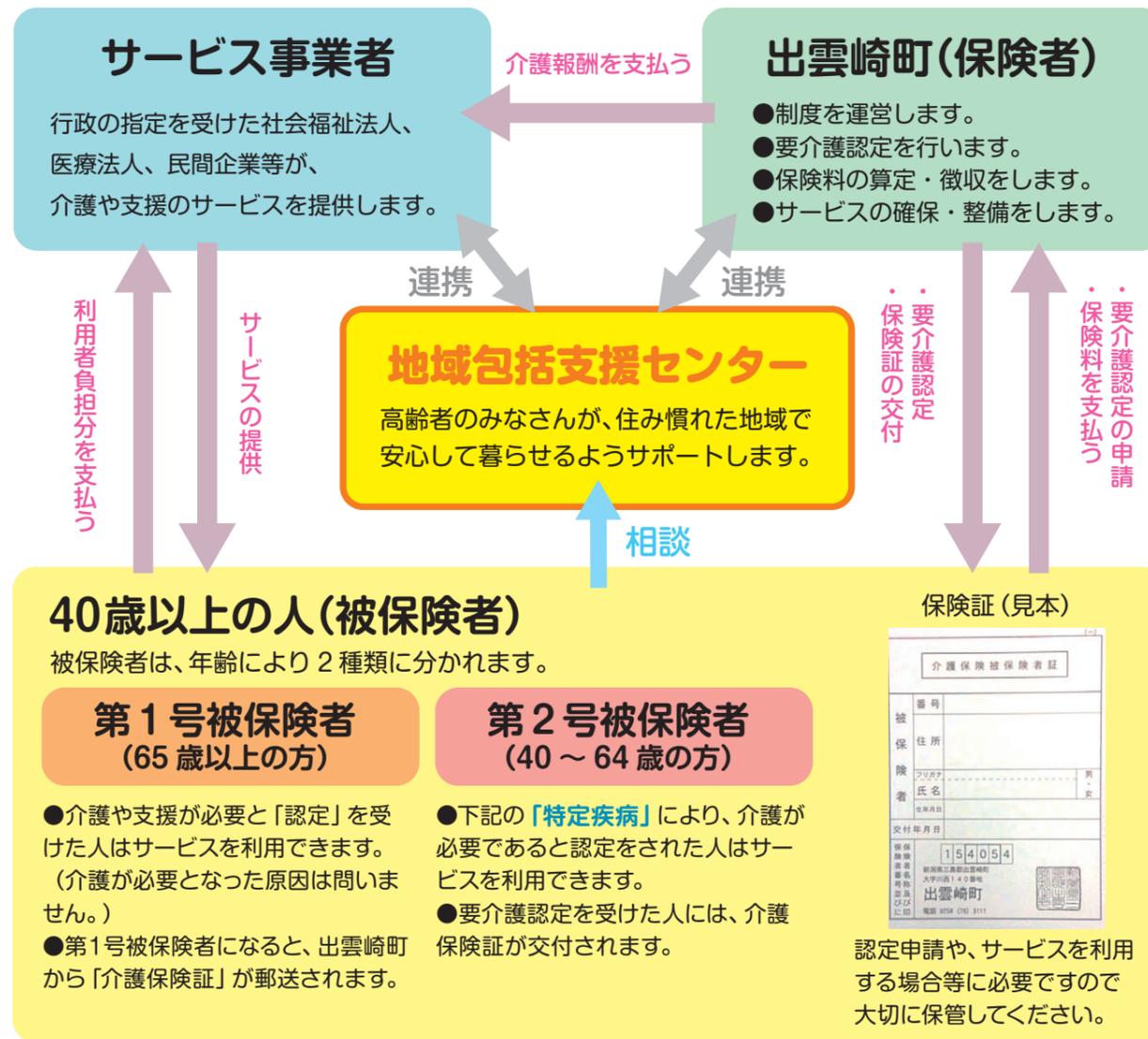


介護サービス等でリハビリを行う。「畑で野菜を育てたい！」
「畑まで歩けるようにしたい！」



介護保険法では、介護予防のため健康の保持増進に努めるほか、要介護状態になってもリハビリテーションなどのサービスを利用することによって、自身の能力や状態の維持向上に努めるものとされています。(介護保険 第4条国民の努力及び義務)

介護保険は、みなさんがいつまでも安心して暮らせるようにするための制度です。町が運営し、40歳以上の方全員が加入者(被保険者)として保険料を納め、介護が必要となった時には費用の一部を支払ってサービスを利用できるしくみになっています。



特定疾病とは？

- **がん**
- **関節リウマチ**
- **筋萎縮性側索硬化症**
- **後縦靭帯骨化症**
- **骨折を伴う骨粗しょう症**
- **初老期における認知症**
- **多系統萎縮症**
- **進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症**
- **おおよびパーキンソン病**
- **脊髄小脳変性症**
- **脊柱管狭窄症**
- **早老症**
- **閉塞性動脈硬化症**
- **糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症**
- **脳血管疾患**
- **慢性閉塞性肺疾患**
- **両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症**

普段のくらし

健康のために

介護予防のために

生活の困りごとが増えてきたら

もの忘れが気になったら

介護サービスが必要になったら

普段のくらし

健康のために

介護予防のために

生活の困りごとが増えてきたら

もの忘れが気になったら

介護サービスが必要になったら